

15 自動車

1. 自動車運転教習費の助成

身体障がい者・知的障がい者が自動車運転免許を取得する際に、その必要な費用の一部を助成する制度です。

(1) 対象

18歳以上の身体障がい者・知的障がい者で次のいずれにも該当する方で、教習所を卒業していない方。

- ①自動車教習所の入所に当たって行われる適性検査に合格した方。
- ②身体障害者手帳3級以上又は愛の手帳4度以上をお持ちの方。ただし、内部障がいについては4級以上で歩行が困難な方。下肢又は体幹に係る障がいについては5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、歩行が困難な方。
- ③引き続き3か月以上荒川区に住所のある方。
- ④前年の所得税の年額が40万円以下の方。

(2) 助成額

第一種普通自動車免許については教習所などの入所料、教習料など助成対象経費の3分の2の額で、次の額を限度とします。ただし、自動車運転免許を取得した方に限ります（免許証を確認します）。

前年の所得税額	限度額
0円	164,800円
1～42,000円	144,200円
42,001～400,000円	123,600円

限定解除の費用については20,600円を限度とする。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

2. 自動車改造費の助成

重度の身体障がい者が就労等のため自ら運転する自動車を購入したとき、改造（ハンドル、ブレーキ、アクセル等）に要する費用を助成する制度です。

(1) 対象

次のいずれにも該当する方

- ① 18歳以上で、上肢、下肢又は体幹機能障がい 1・2 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 荒川区内に住所のある方
- ③ 本人又は扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当の所得制限限度額 (145 ページ) の範囲内の方

(2) 助成額

133,900円を限度とします。

＜ 問合せ ＞ 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

3. 駐車禁止規制の適用除外

駐車禁止等除外標章の交付を受けた障がい者本人が現に使用中の車両が、駐車禁止規制の適用から除外されます。

(1) 対象

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、下記のいずれかに該当する方

(再認定審査が指定されている方は、再認定審査が終了していること)

- ・ 視覚障がい 1級から3級までの各級又は4級の1
- ・ 聴覚障がい 2級又は3級 ・ 平衡機能障がい 3級
- ・ 上肢機能障がい 1級、2級の1又は2級2
- ・ 下肢機能障がい 1級から4級までの各級
- ・ 体幹機能障がい 1級から3級までの各級
- ・ 運動機能障がい (上肢機能) 1級又は2級
(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)
- ・ 運動機能障がい (移動機能) 1級から4級までの各級
- ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸小腸機能障がい1級又は3級
- ・ 免疫又は肝臓機能障がい 1級から3級までの各級

- ② 愛の手帳 (東京都療育手帳) の交付を受けている方のうち、1度又は2度の方

(3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方)

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、1級で、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方

④福祉タクシー又は福祉団体・施設及び介護サービス等の車両で、「患者輸送車」又は「車いす移動車」として運輸支局の登録を受けている車両

(2) 申請に必要なもの

①身体障害者手帳等

②住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)

③申請代理人が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの(代理人は3親等以内の血族者に限る)

※申請前に下記の問い合わせ先に連絡し、詳細について確認してください。

(3) 申請場所

原則として、申請者の住所地を管轄する警察署(交通課)

< 問合せ >

○荒川警察署 電話 3801-0110 FAX 3801-6150

- ・荒川1丁目～8丁目
- ・東日暮里1丁目(1番～8番、14番、17番を除く)
- ・東日暮里2丁目～6丁目 ・西日暮里1～6丁目
- ・町屋1丁目～4丁目 ・町屋8丁目

○南千住警察署 電話 3805-0110 FAX 3805-1610

- ・南千住1丁目～8丁目
- ・東日暮里1丁目(1番～8番、14番、17番)

○尾久警察署 電話 3810-0110 FAX 3810-1700

- ・東尾久1丁目～8丁目 ・西尾久1丁目～8丁目
- ・町屋5丁目～7丁目